

# 肥料価格高騰緊急対策のご案内

～肥料価格高騰に直面する農家の皆様を支援します～

肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む販売農家の皆様の肥料費を支援します。



## 支援の対象となる肥料

令和5年6月から令和5年10月に購入した肥料(本年の秋肥として使用する肥料)が対象です。※肥料法に基づく肥料に限ります！

## 支援の内容

化学肥料低減の取組を行った上で前々年度から増加した肥料費について、その7割を支援金として交付します。

$$\text{支援金} = \left[ \text{当年の肥料費} - \left( \text{当年の肥料費} \div \left[ \begin{array}{l} \text{価格上昇率} \\ \left( \begin{array}{l} \text{統計データ} \\ \text{を基に決定} \\ 1.27 \end{array} \right) \end{array} \right] \div \left[ \begin{array}{l} \text{使用量低減率} \\ (0.9) \end{array} \right] \right) \right] \times 0.7$$

## 申請に必要なもの

次の2つがあれば申請できます。

- 1 本年秋肥(令和5年6月～10月に注文)の購入価格がわかるもの(注文票など)  
※ 注文票のほか、領収書または請求書が必要です。
- 2 化学肥料低減に向けた取組に2つ以上取り組むこと  
※ R4秋肥、R5春肥において、既に取組まれている場合は、新たな取組は不要です。

## 申請方法等



- 1 肥料を購入した農協、肥料販売店(取組実施者)へ次のとおり申請してください。
  - ① 農協で購入した肥料分については、農協へ申請
  - ② 肥料販売店等で購入した肥料分については、購入先へ申請  
なお、取組実施者が取りまとめる農業者は、5戸以上が必要です。
- 2 申請時に必要な書類などは次のとおりです。  
申請する取組実施者ごとに作成してください。
  - ① 化学肥料低減計画書(参考様式第2号)
  - ② 注文票と領収書(領収書が無い場合は、請求書でも可)
  - ③ 注文によらず購入した肥料の一覧表(領収書等を添付)  
※注文によらない(当用買い)肥料分についての申請は、  
農協、または、肥料販売店等へご相談ください。
- 3 留意事項
  - ① 本事業に申請できるのは、肥料法(昭和 25 年法律第 127号。)に基づく肥料が対象となります。
  - ② 申請した肥料に対して、肥料購入先から奨励金等がある場合は、あらかじめ奨励金等の金額を肥料代金から差し引くことが必要となります。



## スケジュール

今後のスケジュールは、概ね以下のとおり予定しています。

令和5年10月～

県段階の組織(申請窓口)の体制づくり

令和5年11月～

参加農業者から取組実施者へ申請

令和5年12月～

取組実施者から県協議会へ申請

令和6年2月～

県協議会から取組実施者へ交付



## お問い合わせ先

広島県農林水産局農業経営発展課 水田フル活用グループ  
TEL 082-513-3557(直通)  
Email noukeiei@pref.hiroshima.lg.jp